

福祉系高校修学資金 貸付制度のご案内



～福祉系高校で、介護福祉士を目指しませんか～

※千葉県内の福祉系高校は県立松戸向陽高等学校のみです。

福祉系高校に通う学生で介護福祉士の資格取得を目指す方を支援する制度です。
国家資格を取得して3年間継続して業務に従事すれば全額返済免除となります。

▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

- 1 福祉系高校に在学し、卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内において3年間継続して介護職員等の業務に従事予定の方
- 2 親権者又は後見人の同意が得られている方
- 3 他の都道府県で福祉系高校修学資金を利用していない方。また、使途(入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用)が重複する公的な貸付制度を利用していない方

▶▶ 貸付金額 **最大44万円**

修学準備金(入学金を除く)

3万円以内
入学時に限る

国家試験受験対策費用

4万円以内
1年度あたり

介護実習費

3万円以内
1年度あたり

就職準備金

20万円以内
卒業時に限る

申込方法

- 福祉系高校入学後、学校を通じて貸付申請書他必要書類^(※)を提出してください。
- 申請には福祉系高校の推薦が必要です。
- 申し込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人が必要です。

(※)必要書類は「貸付制度の手引き」(下記のホームページ)をご確認ください。貸付申請時から返還免除(又は返還完了)になるまで、「貸付制度の手引き」を必ずお手元に保管してください。

福祉系高校修学資金申請手続きの流れ

- 1 申請(申請書類一式は福祉系高校から提出されます)
個人で申請することはできません。
- 2 契約(借用証書に記入・押印し提出)
- 3 貸付金交付
(1年次は9月、2年次は5月、3年次は5月と卒業月に交付予定)
- 4 国家試験受験・福祉系高校卒業・介護福祉士資格登録
- 5 指定業務に従事
- 6 返還猶予申請
卒業した年の5月末までに必要書類を提出してください。
(国家試験受験後は、速やかに資格登録手続きを行ってください。)
- 7 従事届を毎年4月末までに提出(返還免除の要件を満たすまで、必ず毎年提出してください。)
- 8 返還免除申請書(3年間勤務して免除要件に到達しても、申請をしなければ返還免除になりません。)

よくある質問

- Q1 福祉系高校の入学前に修学資金を借りられますか。
A1 入学前に修学資金の申し込みはできません。
- Q2 国家試験を合格したが、卒業後に資格の登録をしなかった場合どうなりますか。
A2 資格登録の手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に参入できません。また合格後1年以上登録が無い場合は返還対象になります。
- Q3 国家試験に不合格になった場合はどうなりますか。
A3 国家試験に不合格であって、次年度の国家試験を受験して合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。大学に進学した場合も、福祉系高校卒業年次の翌々年度までとなります。

詳しくは、「福祉系高校修学資金貸付制度の手引き」(令和6年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/highschoolstudy/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話 043-306-7571(受付時間:平日10:00~18:00)

